

平成29年度事業計画

総務部

基本方針

事務局の機能のさらなる充実と事務処理の合理化・迅速化を行う。

事務局職員の事務処理の合理化・迅速化を図るため、電子メールによる資料の配布を希望する会員がさらに増加するよう努める。

司法書士による不祥事により、市民の司法書士に対する信頼が揺らがないよう当会に寄せられた苦情の対応を適切に行う。

非司法書士による登記業務への参入が、不動産登記制度や商業・法人登記制度への市民の安心や信頼に影響を及ぼす懸念がありうるので、情報収集を継続し、対策を検討する。

第1 事務局の機能の充実及び事務処理の合理化

- 1 事務局のさらなる事務処理の効率化・迅速化に努め、業務内容の充実を図るために必要な方策を実施する。

特に会員へ配布する大量の資料の印刷及び梱包が事務処理の効率化・迅速化の弊害となっていることから、電子メールによる資料の配布を希望する会員がさらに増加するよう努める。

- 2 コンピュータソフトウェアの活用による能率化を含め、合理化に努める。

第2 苦情対応

市民の司法書士に対する信頼が揺らがないよう当会に寄せられた苦情の対応を適切に行うよう努める。

第3 非司法書士活動への対応

司法書士法施行規則第41条の2の施行に伴い、法務局からの要請があれば速やかに調査を行う等、非司法書士活動の情報収集と対策について非司法書士排除委員会の事業の拡充を図る。また、対外的な広報、申し入れなどを必要に応じて行っていく。

第4 会則等の改廃に伴う事項について

- 1 会則、規則、規程の適切な運用を行う。
- 2 規則、規程の検討と制定を行う。

第5 制度振興対策

- 1 公益社団法人 富山県公共嘱託登記司法書士協会へ必要に応じて助言を行う。
- 2 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート富山県支部へ必要に応じて助言を行う。
- 3 日本司法書士政治連盟富山会へ必要に応じて助言を行う。
- 4 司法書士法改正に関する研修会を必要に応じて開催する。

第6 関連団体との交流など

- 1 日本司法書士会連合会中部ブロック会
- 2 富山県士業懇話会
- 3 裁判所
- 4 法務局
- 5 宅地建物取引業協会、金融機関

第7 その他

- 1 会則等の改正等に迅速に対応するため、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 2 図書室の在庫管理データベース作成について、既にデータ化した図書を会員専用ホームページに掲載するためのデータベース化に向けた作業を行う。
また、過去に当会で開催された研修会等で録画されたデータが保管されているものについて、開催日や演題、講師等の一覧表を作成し、図書データベースとともに会員専用ホームページに掲載する。

企画部

基本方針

司法書士の職務の高度化かつ専門化に対応すべく、具体的かつ実務的な研修を行う。研修内容の決定には昨年度のアンケート結果を参考にする。各会員の研修単位取得促進を図る。委員会活動の活性化を図り、業務改善に関する企画や立案を検討する。

第1 研修会の実施

1 不動産登記研究委員会の活動

不動産登記業務における執務のあり方、実務上の問題点についての研究、研修会の開催

2 商業・法人登記研究委員会の活動

商業法人登記業務における執務のあり方、実務上の問題点についての研究、研修会の開催

3 裁判事務研究委員会の活動

裁判業務における執務のあり方、実務上の問題点についての研究、研修会の開催

4 憲法委員会の活動

司法書士と憲法を関連付けた課題や判例の研究調査及び研修会の開催

5 司法書士制度及び司法書士の執務全般に関する研究、研修会の開催

6 民法改正など近時改正予定の法律に関する研修会の開催

7 倫理研修の開催

8 ADR研修会の開催

9 年次制研修の開催

10 中部ブロック新人研修への講師派遣

11 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート富山県支部との共催による研修会の実施

12 新人のための配属研修の実施

第2 単位制研修制度における12単位以上の単位取得の促進

1 当会研修規則及び単位制研修実施要領の運用を評価し改善を図る。

2 日司連研修情報システム、eラーニングの利用を促進する。

3 インターネット同時配信研修への参加

第3 司法書士業務に関する調査、研究

1 空き家問題対策に関する研究、会議への参加提言

2 財産管理、民事信託の研究

第4 支部研修会への助成

広報部

基本方針

司法書士制度や司法書士の業務内容について、さらに広く市民に認知されるよう新聞やテレビCMを活用する等して、広報活動を行う。本年度開催が予定されている各相談会の開催告知や出張法律講座のPRは、ホームページ、新聞広告、チラシ（回覧板）を主体に行っていく。

また、より効果的な広告方法がないか検討する。

第1 対外広報活動

- 1 「相続に関する相談会（8月）」の広報
- 2 「成年後見相談会（9月）」の広報
- 3 「法の日司法書士法律相談会（10月）」の広報
- 4 「労働トラブル110番電話相談会（11月）」の広報
- 5 「相続登記・遺言・後見の相談会（2月）」の広報
- 6 「不当請求・架空請求相談会（3月）」の広報
- 7 司法書士制度並びに業務内容についての広報
- 8 富山県司法書士会総合相談センターについての広報
- 9 富山県司法書士会調停センターについての広報
- 10 「司法書士の日（8月3日）」の広報

第2 会務通信の発行

会務通信を発行し、会員に対し、当会の情報を伝える。

第3 ホームページの更新

ホームページを活用し、市民に対しては、相談会の情報等富山県司法書士会をPRできるよう情報発信するとともに、会員に対しても、研修会の情報等有益な情報を提供するよう随時更新する。

第4 出張法律講座の実施

出張法律講座の依頼があった場合は、市民の役に立てるよう速やかに講師を派遣する。

相談事業部

基本方針

総合相談センターの相談員の質のさらなる向上を図るため、研修会を行う。県民にとって、総合相談センターがより利用しやすい機関となるように努める。また、総合相談センターの円滑な運営及び相談員の充実を図るため、相談員の募集を昨年度に引き続き積極的に行っていく。

県民がスムーズに法的サービスを受けられるように、富山県、各市町村等の関係団体、日本司法支援センター（法テラス）との連携をより強化する。また、当会に対する関係団体が企画した合同相談会等の事業への協力要請に積極的に取り組む。

司法書士の専門性を活かした各種相談会を開催する。

また、各支部とも今後のより良い相談会を行うため協議を行っていく。

調停センターの運営については、調停手続実施者の調停技術向上と管理体制の充実を引き続き図る。また、申立手数料等を本年度も前年度と同様の金額まで引き下げることによって調停手続きの利用促進を図る。さらに、当会調停センターの手続きを当会会員及び関係官公署等に案内することによって、当会調停センターの認知度を上げる。

第1 相談活動

- 1 富山県司法書士会総合相談センターによる常設電話・面談による相談受付
- 2 相続に関する相談会（8月）の開催
- 3 成年後見相談会（9月）の開催
- 4 法の日司法書士法律相談会（10月）の開催
- 5 労働トラブル110番電話相談会（11月）の開催
- 6 相続登記・遺言・後見の相談会（2月）の開催
- 7 不当請求・架空請求に関する相談会（3月）の開催
- 8 その他必要に応じた相談会の開催

第2 他団体との連携

関係団体が企画した会議や情報交換会等への出席

第3 相談員の派遣

関係団体が企画した合同相談会等への相談員の派遣

第4 研修会の開催

第5 富山県司法書士会調停センターの活動

- 1 手続実施者育成研修会の開催
- 2 運営管理者育成研修会の開催
- 3 当会会員及び関係官公署等への当会調停センターのPR活動
- 4 運営委員会の開催